

【参考資料】保健、動物愛護、医療、福祉分野のつくば市（施行時特例市）と水戸市（中核市）の権限の比較（筆者作成）

項目	つくば市（施行時特例市）	水戸市（中核市）
保健所	保健所は県が設置（茨城県つくば保健所）。感染症対応、食品衛生・環境衛生の営業許可、医療機関監督は県が担当。市は相談窓口や広報程度。	市が保健所を設置（水戸市保健所、2020年発足）。感染症対策、飲食店・旅館・美容所等の営業許可、医療機関監督を市が直接実施。
動物収容・譲渡	犬猫の捕獲・収容・返還・譲渡は県動物指導センター（笠間市）が担当。市は情報を県サイトに案内するのみ。	市が動物愛護センターを設置（あにまるつとみと）。犬猫の収容・返還・譲渡を市で一元化。市公式で収容動物・里親募集情報を公開。
動物愛護施策	市独自に補助金（不妊去勢・マイクロチップ）や啓発イベントを実施可能。ただし法的規制や届出は県条例に従う。	市独自の動物愛護条例を制定可能。地域猫サポーター制度、TNR補助、しつけ教室や学校教育への導入など、市裁量で施策を展開。
多頭飼育・動物取扱業規制	多頭飼育届出や動物取扱業の登録・監督は県が担当（県動物指導センターが窓口）。市は苦情受付のみ。	多頭飼育は市が届出を受理・指導可能（水戸市条例）。ただし動物取扱業（ペットショップ等）の登録・監督は現行制度上は県が担当のまま。
食品・衛生	飲食店・旅館・公衆浴場・美容所などの営業許可・監視は県保健所の業務。市は相談窓口のみ。	市保健所が直接許可・監督。飲食店、旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の営業許可・衛生監視を市が実施。地域に即した監督が可能。
医療	医療機関（病院・診療所・助産所）の開設許可や指導監督は県が担当。感染症法に基づく措置も県。市は健診・予防接種等基礎的事務のみ。	市が医療行政を所管。医療機関の開設許可・監督、感染症対策、食品衛生も市で完結。新規開設は市長許可。
福祉	市は生活保護や児童福祉、母子保健など基礎的な事務を担当。ただし保育所や老人・障害者施設の設置認可、障害者手帳交付、民生委員定数設定など専門的・制度的分野は県が所管。	市が幅広く担当。保育所や特別養護老人ホーム、障害者施設の設置認可と監督、身体障害者手帳等の交付、民生委員定数決定・推薦、寡婦福祉資金貸付などを市が直接実施。地域独自の福祉計画を展開可能。